

議第174号

下水汚泥処理の事務を変更することにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成30年11月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

下水汚泥処理の事務を変更することにつき議決を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、大津市と滋賀県との間における下水汚泥処理事務委託に関する規約の一部を次のとおり変更し、大津市から受託した下水汚泥処理の事務を変更することにつき、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議決を求める。

大津市と滋賀県との間における下水汚泥処理事務委託に関する規約の一部を次のとおり変更する。

第3条中「収入および支出」を「収益および費用」に、「滋賀県流域下水道事業特別会計」を「滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計」に改める。

付 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。